

○会計管理者職務の一部委任等に関する規則

〔平成11年4月1日〕
規則第6号

改正 平成17年10月27日 規則第23号 | 平成19年3月20日 規則第6号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第171条第4項に基づき、会計管理者の権限に属する事務の一部を委任するため定めるものとする。

(一部委任事務)

第2条 法第170条第2項のうち次に掲げる事務を出納員に委任する。

- (1) 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)を行うこと。
- (2) 現金及び財産の記録管理を行うこと。
- (3) 支出負担行為に関する確認を行うこと。
- (4) 決算調書を作成する事務を行うこと。

(出納員)

第3条 法第171条の規定により連合長が任命した出納員は、会計管理者の命を受けて前条の事務を処理する。

(現金取扱員)

第4条 現金取扱員に任命された職員は、出納員の命を受けて手数料等の現金授受を行う。

(会計管理者の職務の代理者)

第5条 法第171条第3項の規定による会計管理者の職務を代理する者は、連合長の承認を受けてあらかじめ会計管理者が指定した者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月27日規則第23号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。